



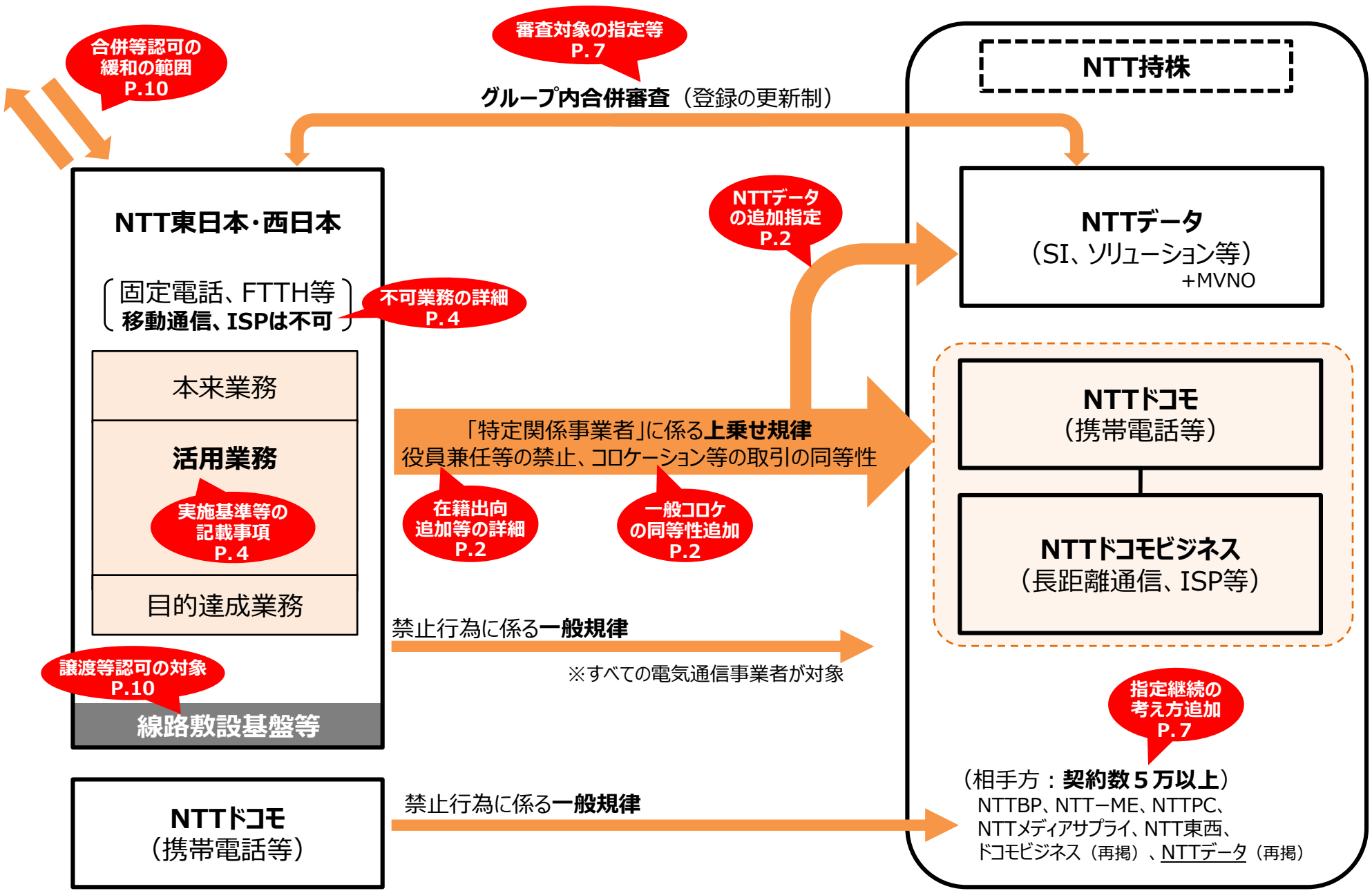
NTTグループの組織再編等に伴う対応について

(令和7年法改正に伴う総務省令による対応を含む)

令和7年12月23日

事務局

NTTグループに対する規律の整備（省令改正等）イメージ

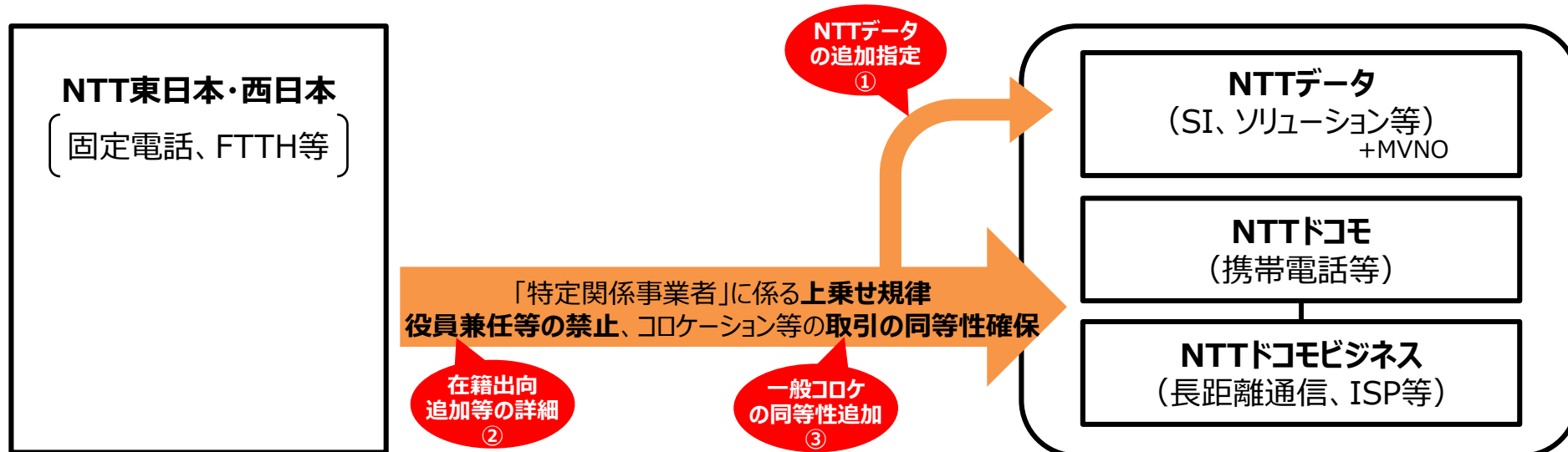


特定関係事業者に係る省令改正等の方向性

(制度整備の方向性)

- ① **NTTデータの完全子会社化により禁止行為規制が潜脱される懸念**の声が多数上がっている中、例えば、NTT東西の非開示情報をNTTデータにのみ優先的に利用させるなど、SI、ソリューション市場で優位な地位にある**NTTデータをNTT東西が優遇した場合、公正競争に影響を及ぼす蓋然性が高い**と考えられるところ、**役員兼任や在籍出向の禁止**により、このようなリスクに対して、一定の構造的な担保になると考えられることから、**NTT東西の特定関係事業者にNTTデータを指定することが適当**と考えられる。
- ② **在籍出向・役員兼任の禁止の詳細**については、上記①のリスクや、最終答申において参考とした電気事業法では、非公開情報を取扱う業務に着目して在籍出向等の禁止対象を定めていることを踏まえると、**NTT東西で「非開示情報を入手できる立場」にある者がグループ会社で「重要な意思決定に参画できる立場」に就く（兼務する）ことを禁止することが適当**と考えられる。
※電気通信事業者でないNTT持株に係る在籍出向の禁止等の公正競争条件は、ガイドラインにより担保。
- ③ NTT東西の局舎内における通信機械等を設置するための空きスペースの利用（コロケーション）は、今後の技術の進展により、その利用ニーズが更に高まる可能性がある中、**グループ会社（完全子会社化されたNTTデータを含む）が優先的に利用・留保する懸念**（空きスペースの圧迫により義務コロケーションにも影響が出ること等）を踏まえると、**NTT東西の禁止行為規制（特定関係事業者との有利な取引の禁止）の対象に、「一般コロケーション」を規定することが適当**と考えられる。

NTT東西の特定関係事業者に係る規律イメージ



これまでの主な意見（NTT東西の特定関係事業者に係る規律関係）

■NTTからの主な意見

- （1988年のNTTデータの分社以降）**ルール整備が進んでいる点やソリューション市場の特性を踏まえれば、今回の完全子会社化で電気通信市場の公正競争に与える悪影響はない**と考えている。

■構成員からの主な意見

- 公正競争の確保を担保する措置として、**NTT東西の特定関係事業者を、NTTデータまで拡張すべきではないか**。【林構成員】
- 事業法第31条（**在籍出向等禁止**）の規定は、密接関係にある電気通信事業者間の**情報流用が可能となる構造的温床への対応**であると考えられるため、**NTTデータの指定は、完全子会社化への懸念とも整合を持つのではないか**。【西村構成員】
- （コロケーションについて、）**不公平な提供が万が一行われた場合、発覚までにタイムラグがあるほか、事後的に発覚しても戻すことが物理的に困難な場合もある**と思う。未然に対処することは可能なのか。【荒牧委員】
- 禁止行為規制等による担保がされた点を踏まえると「**別個の伝送路の構築**」、「**取引を通じた補助**」等の**公正競争条件を省令に格上げする必要はないが、必要性がなくなった訳ではなく、禁止行為規制や接続ルールとして遵守されるべき**。【林構成員】

■関係事業者、団体からの主な意見

- NTTデータをNTT東西の「特定関係事業者」に指定すべき**。【KDDI、ソフトバンク、JAIPA、CATV連盟】
- 法人分野で調達した**他社のネットワーク情報等の取引情報がグループ内の通信事業者に流出した場合、不公正な競争を助長し、通信市場全体の健全性を脅かすおそれがある**。【KDDI】
- NTT東西やドコモの法人顧客基盤をベースに、NTTデータが不当な条件でワンストップサービスを展開し、他事業者の事業機会を排除するような懸念がある**。【JAIPA】
- 限りある局舎スペースをNTTデータが優先的に利用・留保する懸念があり、**一般コロケーションにおけるNTTグループとグループ外事業者の同等性の確保が必要**。【ソフトバンク、JAIPA】
- 累次の公正競争条件の法定化にあたっては、「**別個の伝送路構築**」、「**取引を通じた補助**」、「**独立した営業部門の設置**」、「**顧客情報その他の情報の公平な提供**」等は、これまで法令解釈に委ねられていたため、**省令にて明示的な記載が必要**。NTT持株に係る**条件は今後の法定化も検討すべき**。その他法定化されない条件も、引き続き遵守が必要な旨を明確化すべき。【ソフトバンク】

(制度整備の方向性)

- ① 「**移動通信役務**」には、携帯電話（MVNO含む）以外にも様々なサービスが存在し、NTT東西は、現に、ローカル5Gと公衆無線LANを提供しているが、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるとの指摘はないところ。したがって、NTT東西が提供できない移動通信役務については、「**ローカル5G**」と「**公衆無線LAN**」は除外（引き続き提供可能）とした上で、これら提供中のサービス以外にも、**公正競争の確保に支障が生じるおそれがないと認められる移動通信役務についても、NTT東西が提供可能となるようにすることが適当**と考えられる。

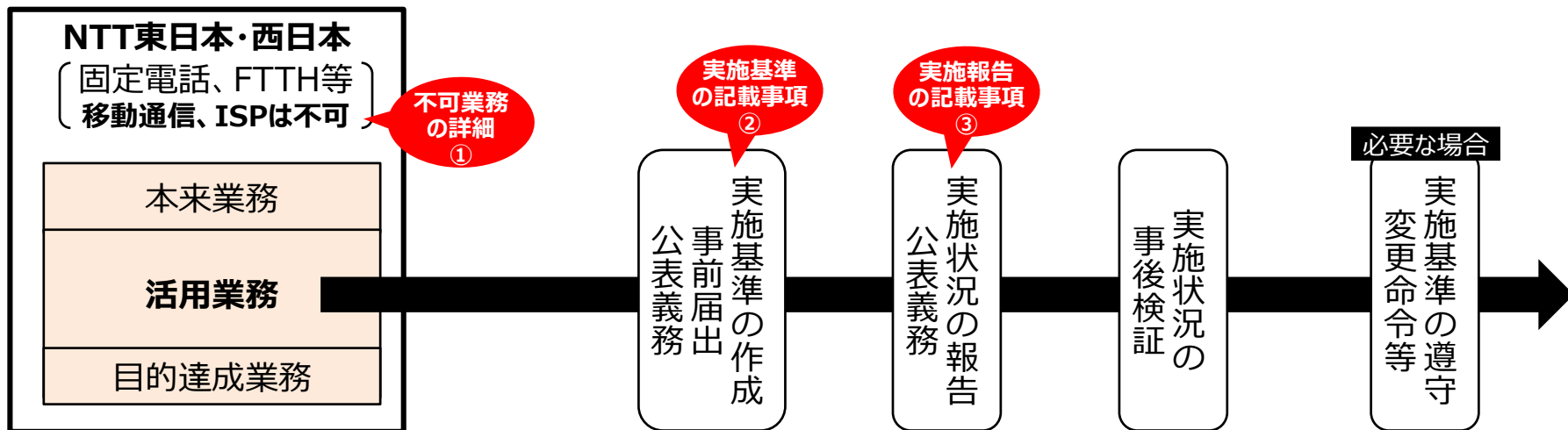
※移動通信役務には、携帯電話、衛星携帯電話、ローカル5G、地域BWA、LPWA、公衆無線LAN等が存在。
（下線は、NTT東西が、活用業務の届出を行った上で、現在提供しているサービス）

- ② **令和7年改正は、活用業務の手続は緩和するものの、公正競争確保についての考え方に変更が生じるものではないため、現行活用業務ガイドラインに基づく「公正競争確保のために講じる措置」※は、引き続き、実施基準に記載することが適当**と考えられる。

※ネットワークのオープン化、ネットワーク情報の開示、営業面でのファイアウォール、関連事業者の公平な取扱い等

- ③ **活用業務の実施状況の報告事項**について、全ての活用業務について詳細な報告を求めるのではなく、**現行ガイドラインに基づく報告事項を参考に、活用業務の全体像が分かる項目を定め**た上で、**公正競争上の懸念のあるサービスについては、事後検証の過程で、必要に応じNTT東西に詳細な情報提供等を求めることが適当**と考えられる。

NTT東西の業務に係る規律イメージ



（制度整備の方向性・続き）

- ④ **活用業務の実施基準**について、業務の性質ごとに一定の書き分けが必要と考えられるところ、現状の活用業務は概ね以下の3つに類型化されていることを踏まえ、少なくとも以下の3分類については記載を分けることが適当と考えられる。
- (1) 県間通信等※を含むネットワークサービス（フレッツ光/NGNの県間通信役務等※） ※改正法施行後は、東西間通信等
 - (2) 上位レイヤ（ASP）サービス（サーバを利用したアプリケーションの提供、データ保管サービス等）
 - (3) 非通信の業務（顧客設備の保守等）
- ⑤ **活用業務の実施基準の記載事項**について、現在の届出事項を踏まえ、以下の内容を記載することが適当と考えられる。
- (1) 活用業務の概要、業務の実施方法
 - (2) 収支計画の方針、資金調達の方針※
 - (3) 活用しようとする設備、技術、職員の概要
 - (4) 公正な競争を確保するために講じる具体的な措置
- ※ 現在の届出事項のうち、個別業務ごとに作成している「収支見込」、「所要資金の調達方法」は、事前に作成する実施基準への記載は困難であるため、本来業務に支障がでないような収支計画、資金計画を作成する方針を記載。

これまでの主な意見（NTT東西の業務規律関係）

■NTTからの主な意見

- 引き続き、自ら移動通信業務・ISP業務に進出する考えはないが、実施が認められない移動通信業務とISP業務は、真に公正競争の確保に支障が生じる場合に限定するとともに、技術の進展や市場環境の変化等に応じて継続的に見直していくことが必要。
- 活用業務の報告事項は、過度な負担が生じないよう、電気通信市場の公正な競争等を検証するために真に必要な項目に限定すべき。市場検証委員会における事後検証に対しては、これまでの検証と同様に協力していく考え。

■構成員からの主な意見

- NTTが放送に進出して何かサービスを展開したいという希望を持っていないのであれば、**放送業務**は、競争事業者から意見が出ていて、現在もガイドライン上で活用業務の対象外とされているので、省令において**禁止してもいいのではないか**。【高口構成員】
- NTT東西の活用業務について、（移動通信役務やISPの禁止以外にも）**法律上「公正競争な競争の確保に支障のない範囲内」として担保されているもの**があるが、この具体例については、省令に規定すると限定列挙になってしまうので、**現行どおり活用業務ガイドライン**（及び本委員会における事後検証）**において対処すべき**ではないか。【林構成員】
- 活用業務の対象外とする業務はガイドラインで確実に担保したうえで、実施状況報告を踏まえた**市場検証委員会での事後検証を通じて再度確認していただくことが重要**。【西村構成員】

■関係事業者、団体からの主な意見

- **活用業務等の対象外**とする業務については、**モバイル（MVNO含む）・ISPに加えて放送も含めるべき**。NTT東西がIPユニキャストで放送インフラを代替する際は、単にFTTHアクセスサービスを提供するのみと整理すべき。【KDDI】
- 活用業務として**認められない業務に、放送を省令で追加**いただきたい。【CATV連盟】
- **ガイドラインで「公正な競争の確保に支障のない範囲内」等にあたらないとされる態様**（競争事業者が同様の業務を営むことができないもの等）は**対象外と省令で明示**すべき。移動サービスの例外は**現に提供が認められているサービス（ローカル5G、公衆無線LAN）に限定し、ISPサービスは例外を認めるべきではない**。【ソフトバンク】
- 実施基準は、**活用業務ガイドラインの規定内容を反映**し、さらに特定関係事業者に関する禁止行為の規定など、改正NTT法・事業法の内容を適切に反映すべき。【KDDI】
- 現在報告されている「公正な競争を確保するために講じる具体的な措置」等の実施状況など、**最低限、現行の活用業務ガイドライン及び実施状況報告の運用に準拠したものを報告事項**とすべき。加えて、現在、NTT東西の措置のみ報告されている「営業面のファイアーウォール」等については、**より詳細かつ具体的な実施結果等も報告されるよう**にすべき。【ソフトバンク】

NTTグループの組織再編等に係る省令改正等の方向性

(制度整備の方向性)

- ① SI、ソリューション市場で優位な地位にあるNTTデータをNTTドコモが不当に優遇した場合、公正競争への影響が生じると考えられる中、**NTTデータの完全子会社化に伴い、MVNO事業が移管された場合等の懸念等を踏まえ**、NTTドコモの禁止行為の相手方については、契約数等が5万以上であるものについて指定するという基本的考え方は維持した上で、契約数等が5万未満となった場合でも、**移動通信ネットワーク市場への影響力を実質的に評価し、公正競争への懸念がないと認められた場合のみ、指定を解除する旨を「禁止行為に係る指定ガイドライン」で明確化することが適当と考えられる。**

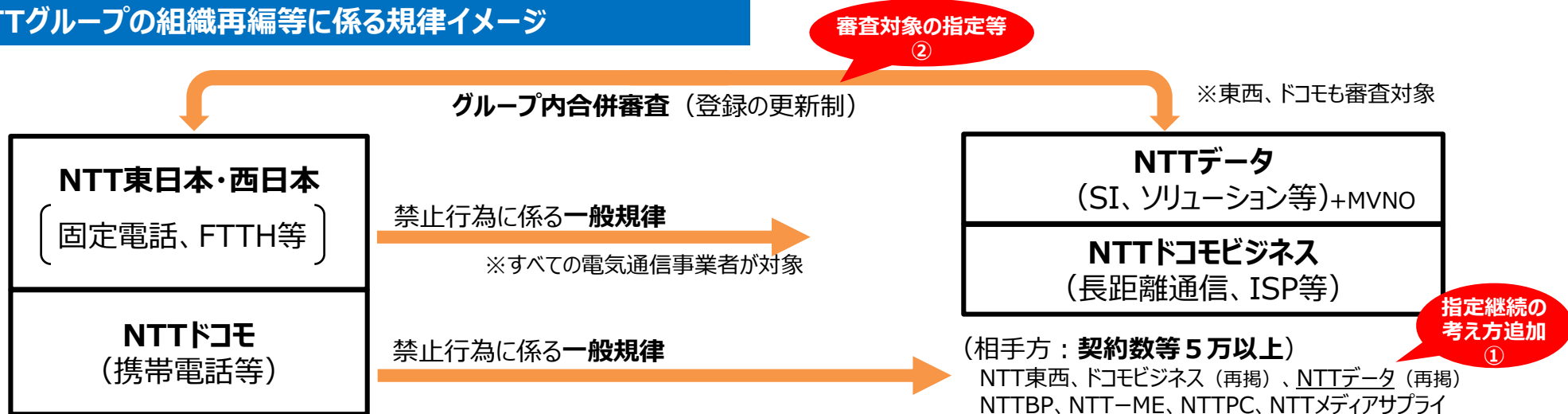
また、実質的な評価にあたっては、グループ企業の資本関係や事業規模、グループ企業の主力事業と移動通信市場との関連性の程度等にも着目して評価することが適当と考えられる。

- ② **グループ内合併審査は、禁止行為規制（グループ内企業の不当優遇等）の潜脱を防止する観点と、自由な経営判断に基づく組織再編を阻害しない観点を踏まると、NTT東西・ドコモに加え、NTTグループの長距離通信を担うNTTドコモビジネスと、電気通信市場と密接に関係したSI、ソリューション市場において優位な地位にあるNTTデータを対象にすることが適当と考えられる。**

また、審査対象となる電気通信事業の範囲は、以下を原則としつつ、**電気通信市場への影響力を実質的に評価、審査可能となるように、ガイドラインで明示することが適当と考えられる。**

- ・ NTT東西との合併については、全ての電気通信事業を審査対象とする。
- ・ NTTドコモとの合併については、禁止行為規制の対象となる電気通信事業（5万契約以上のMVNO等）を審査対象とする。

NTTグループの組織再編等に係る規律イメージ



これまでの主な意見（NTTグループの組織再編等関係）

■ NTTからの主な意見

- グループ内会社の組織再編については、**各社の経営判断によって行われるものであり、必要最低限の範囲に留めるべき。**【NTT】

■ 構成員からの主な意見

- **NTTドコモの禁止行為規制の相手方**について、電気通信事業者間の適正な競争環境を阻害するおそれを踏まえると、**NTTデータはMVNOの契約数に依らず指定すべきではないか。**【林構成員】
- （ドコモの禁止行為の相手方の指定基準について）契約数のように一時的な変動が生じる基準だけではなく、**資本関係のように安定的な指標をうまく併用して評価すべきではないか。**【荒牧構成員】
- 資本関係など客観的な基準で評価するとともに、**競争の結果として市場シェアがどのように変化したかについても、判断要素にしてもいいのではないか。**【高口構成員】
- **グループ内合併審査の対象**について、禁止行為規制の潜脱を防止する趣旨を踏まえると、**NTT東西の相手方は全ての電気通信事業、NTTドコモの相手方は一定規模以上の電気通信事業が基本的な考え方**だと思うが、セーフハーバー的思考により、省令上は全ての電気通信事業を対象とした上で、**ガイドラインにおいて実質的な審査対象を限定することが適当ではないか。**【林構成員】
- 5万件という閾値を設定して運用する場合に、それが正しく機能する場合としない場合があると考えられることから、**全ての電気通信事業を審査対象とする方がいいのではないか。**【矢入構成員】
- NTTドコモの相手方の事業について、一定の範囲をどのように限定するのか、公正競争の観点からは**関係のない事業は審査対象とはならないことをできるだけ明確にしていくべきではないか。**【佐藤構成員】
- 競争事業者からは、NTTドコモビジネスとNTTデータの合併等も審査対象とすべきとの意見があるが、法改正を伴うもので省令事項ではないと思われるため、市場検証委員会で時間をかけて検証することも検討すべき。【林構成員】

これまでの主な意見（NTTグループの組織再編等関係）

■ 関係事業者、団体からの主な意見

- **NTTドコモの禁止行為規制対象先**である特定関係法人に**NTTデータを引き続き指定することは必須**。NTTデータに関する競争上の主な懸念・課題は、電気通信事業者としての同社の規模や影響力によるものではなく、電気通信市場の**隣接市場であるSI等の事業領域における競争力や影響力の大きさに起因**。【ソフトバンク】
- NTTデータが**通信事業を移管し、禁止行為規制の対象から外れることがないように**、NTTドコモの**禁止行為の対象となる特定関係法人に指定すべき**。【JAIPA】
- （グループ内合併審査の対象について）少なくとも、旧分離会社及び特定関係事業者は全て対象とすることが必須。中でも、**隣接市場への影響力の大きい電気通信事業（SI・ソリューション事業等）を提供するNTTデータや、NTTドコモビジネスの対象化が必須**。また、必要性が認められれば、NTTドコモビジネスをNTTドコモとみなして対象とすべき。【ソフトバンク】
- 完全子会社化後のNTTドコモビジネスをNTTドコモとみなすべきかどうか検証するとともに、特定関係事業には、電気通信役務と密接不可分に関係するソリューションも対象としたうえで、**NTTドコモビジネスとNTTデータを審査対象とすべき**。さらに、**株式取得についても登録の更新の対象とすることが必要**。【KDDI】

NTT東西に係るその他の省令改正等の方向性

(制度整備の方向性)

- ① **NTT東西の合併等の認可対象の緩和**については、以下の点を踏まえると、もっぱらNTT東西の**本来業務の円滑な遂行の観点から、市場シェア等の事業実態ではなく、合併等に係る法人等の規模等に着目した基準**（資本金の額等）を定めることが**適当と**考えられる。
 - ・ 合併等の対象が、**電気通信事業を営まない小規模な法人**（電気通信事業以外の小規模な事業）であれば、**電気通信事業者間の公正な競争への直接の影響はない**とは考えられること。
 - ・ NTT東西が、**電気通信事業以外の事業**を合併等で承継した場合であっても、当該事業の**内容※**に応じて、**NTT東西に対する規律（禁止行為規制、活用業務に関する公正競争確保の措置等）が課される**こと。
 ※例えば、通信設備工事の法人を合併した場合、承継した人員等による接続工事等も、禁止行為規制の対象となる。
- ② **NTT東西の重要設備（局舎、電柱、土地等）の譲渡等に対する認可制の導入**について、NTT東西の本来業務の円滑な遂行及び公正競争の確保の観点から、**NTT東西が自ら使用している局舎等のほか、接続ルール等に基づき他事業者が利用（コロケーション等）している局舎等について認可対象とする**ことで、総務省が、NTT東西の本来業務や他事業者との公正競争への影響の有無について確認可能とすることが**適当と**考えられる。
 一方、今後**電気通信事業のために使用する予定がないもの**や、毎年多数の（旧設備の廃棄を伴う）移転が行われている電柱のように、**代替となる設備・施設が確保されている場合には、認可対象外としても問題はないもの**と考えられる。

NTT東西に係るその他の規律イメージ



■ NTTからの主な意見

- NTT東西の電柱の支障移転や無電柱化等の移設や不要となった設備の撤去対応、災害・復旧対応等まで規制対象にすることは、効率的な設備運営を阻害するため、**必要最低限の規制**にしていきたい。

■ 構成員からの主な意見

- 事業者における規制のコストを考慮する必要があるが、**競争事業者がコロケーション等で利用する局舎の譲渡**については、公正競争の観点という意味で、総務省の**認可対象としてチェックする機能があってもよい**のではないかと。【高口構成員】
- 重要設備の譲渡等については、**代替となる設備・施設が確保されているか**、当該設備が**現に他事業者に貸し出している設備ではないか**、といった**公正競争の観点**が重要となるのではないかと。【西村構成員】

■ 関係事業者、団体からの主な意見

- **小規模な合併であっても、累積的に行われれば、市場構造や公正競争に大きな影響を与える可能性がある**ことから、累積的な合併により当該取引分野におけるシェアが10%を超える場合は以降の合併を禁止すべき。また、数値以外の基準も設けるべき。さらに、非電気通信事業者であっても公正競争に多大な影響が懸念される事業者（**通建会社など**）や重要分野（**DCやクラウドなど**）との合併は**厳正に審査**すべき。なお、**NTT持株は、認可の緩和対象外であると理解**。【KDDI】
- 「処分」には、破棄、移転（支障移転を除く）、貸与等に加え、NTT東西自身を含めた重要設備の転用・目的外利用を含めるべき。また、認可対象となる線路敷設基盤は可能な限り広くあるべきであり、現在**接続ルールのもとで利用されているもの（局舎、電柱等）を全て対象とすることを明示**すべき。【ソフトバンク】
- 認可対象となる施設等については、ユニバーサルサービスや経済安全保障の観点からも検討し明確化するべき。特に、**コロケーション（一般・義務）が行われている局舎等については、認可対象施設に位置づけて**いただきたい。【楽天モバイル】

- NTT東西の業務範囲規制の緩和等による**公正競争上の弊害を抑止するセーフガード措置**として、**累次の公正競争条件**（在籍出向、不公平な条件での取引の禁止等）の**法定化**や、**グループ内の大規模事業者との合併等審査**等の規定を整備。
- あわせて、これらを含む公正競争の確保に関する規律の遵守状況等の**事後検証を法定化**。

特定の事業者との間の在籍出向の禁止

役員兼任の禁止に加え、
固定通信の市場支配的事業者※¹と
特定の事業者※²との間の**在籍出向を禁止**

特定の事業者との有利な条件での取引の禁止

固定通信の市場支配的事業者※¹と特定の事業者
との間の電気通信業務に関する取引について、
通常の状態に比して有利な条件で行うことを禁止

卸関連情報の目的外利用・提供の禁止

接続関連情報に加え、
市場支配的事業者※¹による
卸関連情報の目的外利用・提供を禁止

グループ内の大規模事業者との合併等審査

市場支配的事業者※¹がグループ内の大規模事業者
と合併等をした場合は、**登録の更新を要することとし、
公正競争の確保の観点から審査**

※¹ 固定通信：NTT東西、移動通信：NTTドコモ

※² 市場支配的事業者と密接な関連にある事業者として指定された者：NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ

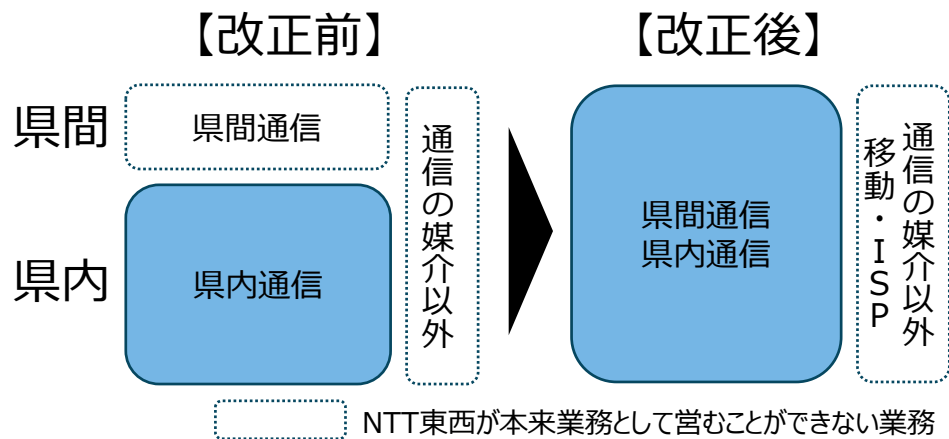
事後検証の実施

毎年、**規制の遵守状況や競争状況**について、有識者の意見を聴きながら**検証**

- **ブロードバンド・IP化の進展**により、NTT東西に対する県域業務規制が前提としていた**距離別の料金・サービスの提供によらない市場構造に変化し、県内業務と県間業務を区別する競争政策上の意義が希薄化**。
- **活用業務の類型化が進む中、その実施要件**（「本来業務の円滑な遂行」と「電気通信事業の公正競争の確保」に支障がないこと）は**維持しつつ、経営自由度の向上を図る観点から、手続の簡素化・効率化を図ることが必要**。

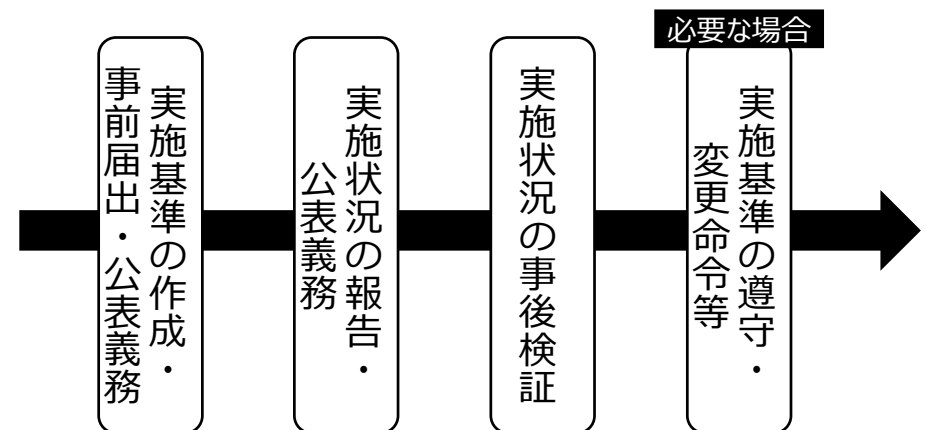
県域業務規制の撤廃

- **本来業務**について、**県域業務規制を撤廃**
- ただし、**移動通信、ISPの公正競争の確保に支障のある業務は、実施を認めないことを明確化**



活用業務の手続の簡素化・効率化

- **活用業務**について、個別業務ごとの**事前届出制から、実施基準に従って営むことができるよう緩和**
- 活用業務の実施状況については、**事後検証を実施**



○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（登録の更新）

第十二条の二 第九条の登録は、次に掲げる事由が生じた場合において、当該事由が生じた日から起算して三月以内にその更新を受けなかつたときは、その効力を失う。

一 第九条の登録を受けた者が、第三十条第一項の規定により新たに指定をされたとき。

二 第九条の登録を受けた者が設置する電気通信設備が、第三十三条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）

三 第九条の登録を受けた者が設置する電気通信設備が、第三十四条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）。

四 第九条の登録を受けた者（第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者たる法人又は第一種指定電気通信設備（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備をいう。以下第三十一条までにおいて同じ。）を設置する電気通信事業者たる法人である場合に限る。第四項第二号において同じ。）が、次のいずれかに該当すると

イ その特定関係法人（特定電気通信事業を営むものに限る。ロ及びハにおいて同じ。）と合併（合併後存続する法人が当該第九条の登録を受けた者である場合に限る。）をしたとき。

ロ その特定関係法人から分割により特定電気通信事業の全部又は一部を承継したとき。

ハ その特定関係法人から特定電気通信事業の全部又は一部を譲り受けたとき。

五～七 （略）

2・3 （略）

4 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定関係法人 電気通信事業者たる法人との間に次に掲げる関係がある法人をいう。

イ 当該法人が当該電気通信事業者たる法人の子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。ロ及びハにおいて同じ。）であること。

ロ 当該電気通信事業者たる法人が当該法人の子会社等であること。

ハ 当該法人が当該電気通信事業者たる法人を子会社等とする法人の子会社等（当該電気通信事業者たる法人及び当該電気通信事業者たる法人との間にイ又はロに掲げる関係がある法人を除く。）であること。

二 イからハまでに掲げるもののほか、政令で定める特殊の関係

二 特定電気通信事業 第九条の登録を受けた者が新たに営むこととなつた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信事業をいう。

三 （略）

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等の禁止行為等）

第三十条（略）

2（略）

3 第一項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 次のイ又はロに掲げる情報をそれぞれ当該イ又はロに規定する業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

イ 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報

ロ 卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者及びその利用者に関する情報

二 当該電気通信事業者が法人である場合において、その電気通信業務について、**当該電気通信事業者の特定関係法人**（第十二条の二第四項第一号に規定する特定関係法人をいう。次条第十一項第一号において同じ。）**である電気通信事業者であつて総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること。**

4 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 次のイ又はロに掲げる情報をそれぞれ当該イ又はロに規定する業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

イ 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報

ロ 卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者及びその利用者に関する情報

二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 他の電気通信事業者（第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。）又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

5・6（略）

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

- 第三十一条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（法人である場合に限る。以下この条において同じ。）の次の各号に掲げる者は、特定関係事業者の当該各号に定める者を兼ねてはならない。**ただし、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。**
- 一 取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第四項第一号において「取締役等」という。） 取締役等又は従業者
 - 二 従業者 取締役等
- 2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、特定関係事業者の従業者（**当該特定関係事業者の業務の運営において重要な役割を担う従業者として総務省令で定める要件に該当するものに限る。**次項において「重要従業者」という。）を、当該電気通信事業者の業務のうち、**電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な運営が特に必要なものとして総務省令で定めるもの**に従事させてはならない。
- 3 特定関係事業者は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務のうち前項の総務省令で定めるものに従事する者を、当該特定関係事業者の重要従業者として従事させてはならない。
- 4 (略)
- 5 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 一 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。
 - 二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、**特定関係事業者との間で行う電気通信業務に関する取引であつて、その条件が当該電気通信事業者の取引の通常条件に比して当該特定関係事業者に有利なものであることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定めるもの**を行うこと。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、**他の電気通信事業者に比して特定関係事業者に有利となる取引又は行為であつて、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれが大きいものとして総務省令で定めるもの**をすること。

6～10 (略)

11 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定関係事業者 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人（当該電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする会社又は当該会社の子会社（当該電気通信事業者を除く。）である電気通信事業者に限る。）であつて、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の第一項各号に掲げる者が当該特定関係法人の当該各号に定める者を兼ねた場合には**電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務大臣が指定するもの**をいう。
- 二 子会社 法人がその総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。以下この号において同じ。）又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。

○日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）

（事業）

第二条（略）

2（略）

3 地域会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 地域電気通信業務（その目的業務区域内において、基礎的電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七条に規定する基礎的電気通信役務をいう。）及びその他の電気通信役務（通信を媒介するものに限り、次に掲げる電気通信役務を除く。）を提供する電気通信業務をいう。以下この条及び第二十三条第三号において同じ。）

イ その一端が移動端末設備（電気通信事業法第十二条の二第四項第三号ロに規定する移動端末設備をいう。）と接続される伝送路設備であつて総務省令で定めるものを用いる電気通信役務

ロ 専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として総務省令で定めるものを用いる電気通信役務

二 地域電気通信業務に附帯する業務

4 地域会社は、次に掲げる業務を営むことができる。この場合において、地域会社は、当該業務を開始したときは、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

一 前項に規定する業務のほか、地域会社の目的を達成するために必要な業務

二 他の地域会社の目的業務区域内における通信を媒介する電気通信役務（前項第一号イ及びロに掲げる電気通信役務を除く。）を提供する電気通信業務

5 地域電気通信業務（前項第二号に掲げる業務を含み、目的業務区域内の各都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下この項において同じ。）と当該目的業務区域内の他の各都道府県の区域との間の通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務を除く。第二十三条第三号において同じ。）は、地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない。ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供すること又は地域電気通信業務（電話の役務に係るものを除く。）に係る電気通信役務の適切かつ安定的な提供を確保するために必要があると認められる場合であつて、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

- 6 前三項において「目的業務区域」とは、次の各号に掲げる地域会社の区分に応じ、当該各号に定める区域をいう。
- 一 東日本電信電話株式会社 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の区域を合わせた区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で定める区域を含み、総務省令で定める区域を除く。）
 - 二 西日本電信電話株式会社 京都府及び大阪府並びに前号に規定する県以外の県の区域を合わせた区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で定める区域を含み、総務省令で定める区域を除く。）
- 7 地域会社は、第三項及び第四項に規定する業務のほか、第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務（同項第一号イ及びロに掲げる電気通信役務を提供する電気通信業務その他総務省令で定める業務を除く。以下この条において「活用業務」という。）を営むことができる。
- 8 地域会社は、前項の規定により活用業務を営もうとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、活用業務の実施に関する基準（以下この条において「実施基準」という。）を定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 9 実施基準は、地域会社が活用業務を営むに当たつて遵守すべき次に掲げる事項に関し、総務省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。
- 一 活用業務が第三項に規定する業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において営まれることを確保するための措置に関する事項
 - 二 活用業務が電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれることを確保するための措置に関する事項
- 10 地域会社は、活用業務を営むに当たつては、実施基準に定めるところに従わなければならない。
- 11 地域会社は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、活用業務の実施状況その他の総務省令で定める事項を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。
- 12 総務大臣は、実施基準が第九項の規定に適合しないと認めるときは、地域会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
- 13 総務大臣は、地域会社が実施基準を遵守していないと認めるときは、地域会社に対し、活用業務が第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれることを確保するために必要な限度において、実施基準を遵守すべきことを命ずることができる。

○日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第六条（略）

2～4（略）

5 会社は、外国人等議決権割合に総務省令で定める変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、当該変更の内容を総務大臣に報告しなければならない。

6 会社は、第一項から第三項までの規定の遵守を確保するため、関係職員の知識の習得及び向上を図るために必要な研修その他の措置を講ずるとともに、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、その実施状況を総務大臣に報告しなければならない。

（定款の変更等）

第十一条 会社及び地域会社の定款の変更の決議並びに合併、分割及び解散の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、次に掲げる事項の決議は、この限りでない。

一 会社又は地域会社の商号の変更に係る定款の変更

二 電気通信事業を営まない法人であつて資本の額その他の経営の規模が総務省令で定める基準に達しないものの権利義務の全部を地域会社に承継させる合併

三 地域会社の電気通信事業以外の事業であつてその規模が総務省令で定める基準に達しないものに係る権利義務の全部又は一部を他の法人に承継させる分割

四 前二号に掲げるもののほか、第二条第一項又は第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のないものとして総務省令で定める合併又は分割

2（略）

（重要な設備等の譲渡等）

第十三条 地域会社は、次に掲げる物について、譲り渡し、担保に供し、その他総務省令で定める処分をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

一 電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備

二 電気通信設備の設置に必要な建物その他の工作物及び土地（総務省令で定めるものに限る。）